

【被扶養者認定申請時の確認書類一覧】

「被扶養者届（認定申請用）」に以下の①と②と③（③は該当者のみ）の確認書類を添付してください。

	認定対象者の状況	確認書類
① 続柄・世帯の確認 （必ずいずれか該当のものを提出）	被保険者と認定対象者が同居している場合	<input type="checkbox"/> 「住民票」 * 世帯全員分・続柄記載あり・個人番号記載あり・本籍省略で交付依頼 * 届出申請日から90日以内に発行されたもの * 同一家屋内に同居しているが住民票上「世帯分離」している場合は、「戸籍謄本」及び、被保険者・認定対象者、双方の「住民票」が必要 ただし、認定対象者が被保険者の子であって、以前に、申請する被保険者の被扶養者として当健保組合に加入歴がある場合は、「戸籍謄本」省略可。「被扶養者届」の「戸籍謄本の省略」欄に☑をしてください。
	被保険者と認定対象者が別居している場合	<input type="checkbox"/> 「住民票」 * 世帯全員分・続柄記載あり・個人番号記載あり・本籍省略で交付依頼 * 届出申請日から90日以内に発行されたもの <input type="checkbox"/> 「戸籍謄本」 * 被保険者との続柄が確認できるもの * 届出申請日から90日以内に発行されたもの * 認定対象者が被保険者の子であって、以前に、申請する被保険者の被扶養者として当健保組合に加入歴がある場合は、「戸籍謄本」省略可。「被扶養者届」の「戸籍謄本の省略」欄に☑をしてください。
	仕送りの確認	<input type="checkbox"/> 生計維持を確認するための仕送り確認書類 * 仕送り額が認定対象者の年間収入を上回ることが必要。なお、仕送りの事実が確認できる書類の提出がない場合には原則認定不可 * 「被扶養者届（認定申請用）」に記載する「事由発生日」以降の仕送り確認書類が必要 * 新生児・16歳未満の子・16歳以上の学生について、仕送りの確認は不要（ただし、夜間制、通信制、資格取得スクール等の学生は必要） (1) これまでも仕送りをしている場合 「被保険者からの仕送り証明（直近3か月分）」 * 「事由発生日」以降の送金日を含むもの （例）いずれも、送金者・受取人・送金した額の確認ができるページ全て（インターネットバンキング画面のを印刷した物も可） 「預金通帳（写）」・「入出金状況（取引履歴）」等（預金残高等はマスキング可） 現金書留で送金した場合：「現金書留の控え（写）」 (2) これから仕送りを開始する場合 「初回の振込1回（「事由発生日」以降の送金日のもの・被保険者の入社に伴う扶養申請の場合は原則給与支給日以降の送金のもの）とその振込票」と「今後の仕送りの申立書」 ※「今後の仕送りの申立書」の様式は、当健保組合ホームページより印刷可

+

② 生計維持の確認 （必ずいずれか該当のものを提出）	A. 学生（高校生以上）	<input type="checkbox"/> 「学生証」（写）（表・裏） * 「学生証」（写）は期限内のもの 又は「在学証明書」 * 「在学証明書」は届出申請日から90日以内に発行されたもの	
	B. 退職した	<input type="checkbox"/> 「離職票-1、-2」（写） 又は 「雇用保険資格喪失確認通知書」（写） <input type="checkbox"/> 「雇用保険受給資格者証」（写）（表・裏） * 「雇用保険受給資格者証」（写）は後送可/受給しない場合は不要	雇用保険未加入の場合 <input type="checkbox"/> 給与明細（写）（直近3か月以内のもの） <input type="checkbox"/> 辞令書・源泉徴収票等、退職・辞職がわかる書類（写）
	C. パート（アルバイト）	<input type="checkbox"/> 「労働契約通知書」（写） * 届出申請日から1年以内に発行されたもので、「事由発生日」時点の実態と一致しているもの * 勤務先から発行されていない場合等、お持ちでない場合は不要 <input type="checkbox"/> 給与明細書（直近3か月分）（写） 又は 「勤務内容証明書」 * 「勤務内容証明書」の様式は、当健保組合ホームページより印刷可 * 「労働契約通知書」（写）に、明確な時給・労働時間・労働日数等の記載があり、年間収入を算出することができる場合は「給与明細書」（写）や「勤務内容証明書」の提出は原則不要	
	D. 年金等受給者 <small>（障害・遺族・共済・退職・企業年金・厚生年金基金等も含む）</small>	<input type="checkbox"/> 「年金振込通知書」（写） 又は 「年金改定通知書」（写）（氏名・金額など全面） * 直近年分 * 上記「通知書」がない場合は、現在・及び今後の年金受給額がわかるもの（試算表等） * 退職改定等、「事由発生日」時点の年金額が、お手持ちの「通知書」に記載の金額から改定となる場合は、改定額がわかる試算表等が必要	
	E. 自営業、不動産収入等がある	<input type="checkbox"/> 「確定申告書」（写） <input type="checkbox"/> 「収支内訳報告書」（写） 又は 「所得税青色申告決算書」（写） * 直近年分、税務署に申告済みのもの	
	F. 雇用保険の失業給付終了者	<input type="checkbox"/> 「雇用保険受給資格者証」（写）（表・裏）	
	G. 各種給付金受給者	<input type="checkbox"/> 「支給決定通知書」等（写） * 支給額、氏名がわかるもの	
	H. その他収入がある	<input type="checkbox"/> 収入確認書類	
	上記A～Hに該当しない場合 （16歳未満不要）	<input type="checkbox"/> 「非課税証明書」又は「課税証明書」 * 直近年分 * 届出申請日から90日以内に発行されたもの * 「非課税証明書」「課税証明書」の収入金額欄に金額記載がある場合は、退職等が確認できる書類として源泉徴収票（写）等を添付 * 市区町村に住民税の申告をしていないと、「課税（非課税）証明書」は交付されません。 住民税の申告をしていない方は、申告をして「課税（非課税）証明書」の交付を受けてください	

+

③ 状況による申請時の	申請前に他健康保険を喪失した場合	<input type="checkbox"/> 「健康保険資格喪失証明書」 * 国民健康保険の場合は不要 * 認定理由が「被保険者の入社による」場合は不要
	結婚に伴う扶養開始の場合	<input type="checkbox"/> 「婚姻受理証明書」（写） 又は 「戸籍謄本」 * いずれも届出申請日から90日以内に発行されたもの
	60歳以上で公的年金未受給の場合	<input type="checkbox"/> 「年金定期便」（写） * 直近年分 * 受給開始年齢が確認できるもの
	事実上の婚姻関係（内縁関係）にある場合	<input type="checkbox"/> 「戸籍謄本」（被保険者・認定対象者の双方） * 届出申請日から90日以内に発行されたもの ※事実上の婚姻関係（内縁関係）は、公的に内縁関係の確認ができることが前提です。 （住民票の続柄欄に「未届の妻（夫）」と記載されている場合等）